鳥取県	鳥取市　倉吉市
島根県	八頭町　八頭郡 西伯町　南部町 浜田市　出雲市　江津市　雲南市 仁多郡　奥出雲町 邑智郡　美郷町 広島県　三次市　廿日市市
神石郡　神石高原町 徳島県　三好市	
美馬郡　つるぎ町 三好郡　東みよし町	
愛媛県	今治市　新居浜市　西条市　四国中央市 上浮穴郡　久万高原町 喜多郡　内子町 北宇和郡　松野町　鬼北町
高知県	高岡郡　檮原町
福岡県	田川市　八女市※ 筑紫郡　那珂川町 田川郡　添田町
佐賀県	神埼市
長崎県	五島市
熊本県	球磨郡　五木村
大分県	臼杵市
宮崎県	児湯郡　西米良村 西臼杵郡　高千穂町
鹿児島県	大島郡　瀬戸内町 国頭郡　大宜味村
沖縄県	

備考

1　この告示に掲げる市町村は、平成二十五年十二月三十一日における行政区画によって表示されたものとする。

2　※印を付した市町村は、市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第十九条の特例の対象となる市町村である。この場合、当該市町村における農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第百六十九号）第三条の二第一項及び第二項の特例の適用を受ける区域は、山梨県南巨摩郡富士川町にあっては旧南巨摩郡増穂町、福岡県八女市にあっては旧八女郡星野村の区域に限る。

○農林水産省告示第四百十五号

激甚（じん）災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第十四条第二項の規定に基づき、平成二十五年に発生した林道についての災害に係る同条第一項の区域を次のように告示する。

平成二十六年三月十四日

農林水産大臣　林　芳正

都道府県名	郡名	市町村名
北海道	爾志郡	乙部町
	浦河郡	浦河町
	様似郡	様似町
		弘前市
青森県	中津軽郡	西目屋村
岩手県		盛岡市　一関市　陸前高田市　釜石市　二戸市
	岩手郡	雫石町　葛巻町
	紫波郡	紫波町
	西磐井郡	平泉町
	気仙郡	住田町
	二戸郡	一戸町
宮城県		気仙沼市　登米市　栗原市
秋田県		秋田市　能代市　大館市　男鹿市　鹿角市　由利本荘市　大仙市　北秋田市　仙北市
	北秋田郡	上小阿仁村
	山本郡	藤里町　三種町
	南秋田郡	五城目町　井川町
		鶴岡市　上山市　村山市　南陽市
	西村山郡	河北町　西川町　大江町
	最上郡	真室川町　大蔵村
	西置賜郡	白鷹町　飯豊町
	東田川郡	庄内町
山形県		郡山市　喜多方市　二本松市　本宮市
福島県	安達郡	大玉村
	南会津郡	下郷町
	大沼郡	三島町　会津美里町
	東白川郡	矢祭町　塙町
栃木県		佐野市　鹿沼市　日光市
群馬県	吾妻郡	東吾妻町
東京都		大島町
新潟県		見附市　糸魚川市　妙高市　佐渡市　魚沼市
	三島郡	出雲崎町
富山県		富山市　砺波市
石川県		金沢市　小松市　輪島市　かほく市　白山市
	河北郡	津幡町
	鹿島郡	中能登町
	鳳珠郡	穴水町　能登町
福井県		敦賀市　小浜市　勝山市　あわら市
	南条郡	南越前町
	丹生郡	越前町
	大飯郡	高浜町　おおい町
	三方上中郡	若狭町
山梨県		韮崎市　中央市
	南巨摩郡	富士川町（旧南巨摩郡増穂町の区域に限る。）
		上田市　千曲市
長野県	南佐久郡	佐久穂町
	小県郡	青木村
	下伊那郡	阿智村　平谷村　根羽村　下條村　売木村　天龍村
	東筑摩郡	生坂村
	北安曇郡	白馬村
	下高井郡	野沢温泉村